

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第28号

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (職員に関する経過措置) 第3条 <u>当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u> とする。	附 則 (職員に関する経過措置) 第3条 <u>施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。